

(10) いじめ防止基本方針

いじめの定義	
<p>児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある、他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）</p> <p>（ネットいじめの定義）</p> <p>携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上に特定の子どもの悪口や誹謗中傷を文字や画像を使って書き込んだりすることにより行われるいじめのことであり、これらは犯罪行為に当たる。具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等にメール送信する ・ 特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする ・ 掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載する ・ 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで誹謗中傷を書き込む ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して誹謗中傷の書き込む 等 	

いじめ防止に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめは決して許されない行為であることを、全職員及び児童や保護者へ周知していく。 ○ いじめを受けている児童をしっかり守る。 ○ いじめはどの子にも起こりうるという意識をもち、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。 ○ 地域、家庭、関係機関と連携し、本校からのいじめの一扫をめざす。
<p>1 いじめの予防的取組 教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。</p> <p>2 いじめの早期発見・早期対応 日頃から児童の言動に留意し、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、問題を軽視することなく早期に適切な対応を図る。</p> <p>3 いじめに対する措置 いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。 いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、関係学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。</p>

いじめ防止対策の内容	
いじめの予防的取組	いじめの早期発見・早期予防
<p>ア 望ましい人権感覚の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度開始時のいじめに関する学級指導 ○ 道徳教育や情報モラル教育（道徳科やこすもす科、特別活動、教科） ○ 「西諸人権の日」の取組（外部講師による講演、いじめへの理解、標語作り等） ○ 校内研修（いじめ認知や指導方法の研修、具体的な事例研究等） <p>イ 望ましい人間関係づくり（児童の規範意識、帰属意識を相互に高める）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常の児童観察や直接対話 ○ 児童主体の活動の機会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 縦割り清掃活動、児童集会 ・ 特別活動（係、当番、委員会、クラブ活動等） ・ あいさつ運動、ボランティア活動 ・ 支援学校との交流活動 ・ 異学年合同での授業や体験活動（体力テスト、生活科、お別れ遠足等） ・ 東方中学校との連携による合同運動会（結団式、応援等）の企画・運営 ○ 自己有用感を育む授業づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人の実態に応じた、わかる授業の展開 ・ 職員相互の授業研究会 <p>ウ 児童に寄り沿った相談体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や地域からの情報収集 ○ 人権アンケートの実施と教育相談週間の設定 <p>エ 校務の効率化 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように組織的体制を整え、校務の効率化を図る。</p>	<p>ア 定期的なアンケート調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校独自のアンケート（原則月1回） ○ 県下一斉のアンケート <p>イ いじめサインの察知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童（される側、する側）の発する具体的なサイン ○ いじめの発見・見守りチェックシートでの発見 <p>ウ 相談の場の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アンケートやサイン観察を受けた教育相談の実施 ○ いじめの相談窓口（公機関）の周知 <p>エ 教職員間での情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 進級時の確実な引き継ぎ ○ 関係職員間の情報交換 ○ 定期的な会議（レポートフォーラム）の開催 ○ 過去の案件の蓄積 <p>オ 日常的な点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ問題への取組に関するチェックシート ○ 魅力ある学校づくりのためのチェックポイント ○ 教師向けの生徒指導資料

いじめに対する措置
<p>ア いじめの発見・通報を受けたときの初期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その時、その場でいじめの行為をすぐに止めさせ、いじめられている児童や通報した児童の身の安全を確保する。 ○ いじめの事実について、生徒指導主事及び管理職に速やかに通報する。 <p>イ 情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アの情報を受けた生徒指導主事等がいじめを認知した場合は、関係職員及び全職員へ報告し情報を共有する。 <p>ウ 事実関係についての調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 速やかにレポートフォーラムを開き、調査の方針について決定する。 ○ 調査では、いじめに係る情報を適切に記録する。重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。 ○ 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、関係職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任する。 ○ 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。質問紙は、市教育委員会を通して西諸地区いじめ問題対策専門家委員会に意見を求めて作成する。 この場合、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 事実関係が把握された時点で、レポートフォーラムまたはケース会議において指導及び支援の方針を決定し、組織的な対応に努める。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 専門的な支援が必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時、レポートフォーラムまたはケース会議で決定する。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。
 - ・ いじめられた児童とその保護者への支援
 - ・ いじめた児童への指導又はその保護者への支援
 - ・ いじめが起きた集団への働きかけ

オ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
- いじめ発見・見守りチェックシートを活用し、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守る。

ネットいじめへの対応	重大事態への対応
<p>ア ネットいじめの予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ネット利用の見守りやフィルタリングなどについて、保護者への啓発を図る。(家庭内ルールの作成など) ○ 教科やこすもす科、特別活動、総合的な学習の時間において情報モラル教育を行う。 ○ ネット社会の危険性について、児童や保護者を対象とした講話等を実施する。 ○ インターネット利用に関する職員研修を実施する。 <p>イ ネットいじめへの対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。 ○ 不当な書き込みを発見したときには、県教育委員会の目安箱サイト等を活用し、速やかに対処する。 	<p>(重大事態とは)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が自殺を企図した場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合 ・ 高額の金品を奪い取られた場合など ○ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合 ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する <p>ア 重大事態の報告</p> <p>いじめ事案が重大事態にある場合には、直ちに校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織(西諸地区いじめ問題対策専門家委員会)に協力する。</p> <p>イ 重大事態の説明</p> <p>事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。</p>

いじめ防止等のための組織【レポートフォーラム】	
<p>いじめを認知した場合は教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、レポートフォーラムによる緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に対策・解決に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校いじめ防止基本方針の周知 ○ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定 ○ 調査結果、報告等情報の整理・分析 ○ 要配慮児童への支援方針決定 	
家庭や地域との連携	関係機関との連携
<p>より多くの大人の目で子どもを見守っているように、PTAや地域との連携を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の方針説明(PTA総会) ○ いじめの防止活動の啓発・報告(学校通信やホームページ) ○ 道徳科や特別活動等の授業公開(参観日) ○ 保護者を対象とした研修会の開催(参観日や家庭教育学級) ○ 組織的な連携・協働体制の構築(学校運営協議会) 	<p>ア 教育委員会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法、関係機関との調整 ○ SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)、SA(スクールアシスタント)の活用(市教育委員会へ依頼) <p>イ 警察との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合 ○ 犯罪等の違法行為がある場合 <p>ウ 福祉関連機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家を講師とした職員研修 ○ 家庭の養育に関する指導・助言 ○ 家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握 <p>エ 医療機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健に関する相談 ○ 精神症状についての治療、指導・助言

見直し
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。 ・ 基本方針については、現状や課題等に応じて普段から定期的な改善や見直しに努める。 ・ 本基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して基本方針を見直し、必要があると認めるときは必要な措置を講ずる。